

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

(平成 28 年 10 月 14 日制定)

条例の概要

〈対象とするコミュニケーション手段〉

○手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

〈基本理念〉

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

〈各主体の責務と役割及び取組〉

○県の責務

総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。

○県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

○事業者の役割

コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

○学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

〈県の取組〉

・啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。

市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めます。

・人材の養成等

市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。

・情報の発信等

市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

〈施行日〉公布の日（平成 28 年 10 月 18 日）